

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】(案)

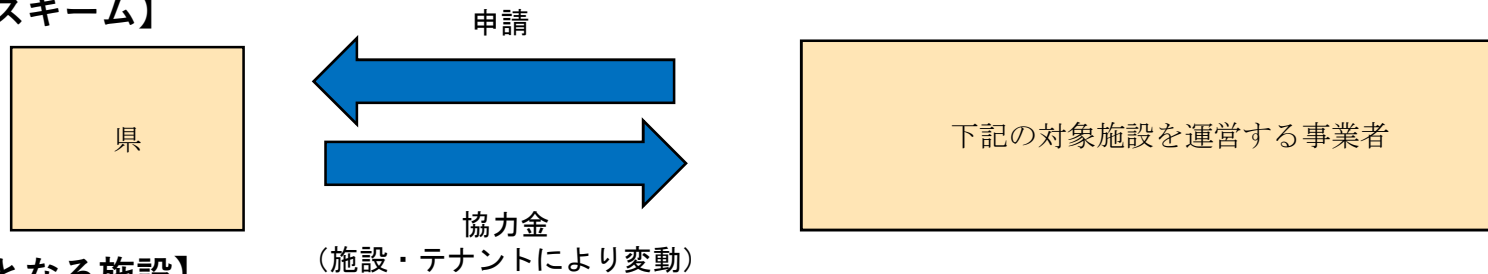
資料 2-2

(第2期 (県内全域適用分) 令和3年8月27日午前0時～令和3年9月13日午前5時要請分)

県内全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月27日午前0時から令和3年9月13日午前5時までの間、午前5時から午後8時まで(イベント開催時は午後9時まで)の営業時間短縮等※の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】」を支給いたします。

※飲食業の許可を受けていないカラオケ店の場合は休業

【①実施スキーム】



【②対象となる施設】

令和3年8月26日以前から開業している以下の施設。

ア 建物の床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設。

A 劇場・観覧場・演芸場・映画館など、集会場・公会堂、展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設・遊技施設(体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等)、博物館・美術館等

(Aについては、イベント開催時は午後9時まで)

B 大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等、マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等、個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等、スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業、リラクゼーション業等

イ アの一部を賃借するテナント等(飲食店以外の事業を営む事業者)

ウ 飲食業の許可を受けていない小規模(建築物の床面積が1,000㎡以下)カラオケ店

※ア、イの施設については「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等が要件。

【③支給金額】

ア 大規模施設等 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日×時短率(※)×17日間

イ アのテナント等 100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×17日間

ウ 小規模カラオケ店 2万円/日×17日間

※時短率：時短した時間/本来の営業時間